

| 管理番号 | 監査対象        | 指摘/意見 | 項目           | 主な内容  | 報告書ページ | ・改善の状況<br>・意見を受けての考え方, 対応状況  | 措置等対応状況の区分 | 所管課      | 部局       |
|------|-------------|-------|--------------|---|--------|--|------------|----------|----------|
| 12   | 第5 柏市土地開発公社 | 指摘    | 2. 保有土地の現物管理 | 【個別土地への現地視察の結果】<br>(1) フェンス封鎖による違法駐車などの防止<br>【所在 小青田字小船新田38-1】<br>当該保有土地は幹線道路に接しているが、接道側のフェンスの一部が開放されているので、誰でも自由に出入りをするので、違法駐車や不法占有、不法投棄されたりするおそれがある。そのため、開放されている箇所を塞ぐことにより、違法駐車や不法占拠、不法投棄などの防止に努められたい。   | 123    | 当該土地は、千葉県に対し無償で借している土地です。<br>現在、土地区画整理事業が進行しており、当該土地は施工主である千葉県により適正に管理されています。<br>当該土地は、監査を実施した時と状況が異なり、現在は幹線道路として造成工事が始まっています。そのため、工事関係者の出入りもあることから、違法駐車や不法占拠、不法投棄等が発生しにくい状況となっております。  | —          | 柏市土地開発公社 | 柏市土地開発公社 |
| 13   | 第5 柏市土地開発公社 | 指摘    | 2. 保有土地の現物管理 | 【個別土地への現地視察の結果】<br>(2) 境界石の設置による不法占拠などの防止<br>【所在 大室字小山台683】<br>柏市土地開発公社の保有土地と隣接土地との境界について境界石（1箇所）の位置を目安に確認したところ、保有土地上に隣接農家の物資が置かれていることが確認できた。なお、当該境界石には柏市との表記はあるが、経年劣化により判別し難くなっている。<br>保有土地の四方に境界石などを設置し直すことにより隣接土地との境界を分かり易くし、不法占拠などがされないようにすべきである。 | 124    | 当該土地は、独立行政法人都市再生機構に対し無償で借している土地です。<br>現在、土地区画整理事業が進行しており、当該土地は、施工主である独立行政法人都市再生機構により適正に管理されています。<br>当該土地は、監査を実施した時は従前地として、柏市土地開発公社が管理していましたが、現在は宅地造成工事が始まっており、当該土地の境界石を設置する必要性がなくなりました。また、工事関係者の出入りもあることから、違法駐車や不法占拠、不法投棄等が発生しにくい状況となっております。 | —          | 柏市土地開発公社 | 柏市土地開発公社 |
| 14   | 第5 柏市土地開発公社 | 指摘    | 2. 保有土地の現物管理 | 【個別土地への現地視察の結果】<br>(3) 看板などの設置による不法投棄などの防止<br>【所在 大室字寺下前907番1】<br>当該保有土地には所有者を示す看板などが設置されていないため、所有者が明らかでない。また、境界が雑草により不明確であるので、不法投棄や不法占有のおそれがある。そのため、柏市土地開発公社の保有土地であることを示す看板などの設置が求められる。  | 125    | 御指摘後、柏市土地開発公社の土地であることを明らかにすると共に不法投棄を防ぐために柏警察署と連盟で警告看板を設置しました。  | 措置等を講じた    | 柏市土地開発公社 | 柏市土地開発公社 |